設 課 建

町営住宅の入居者を募集します

募集住宅

※入居者全員の収入により家賃が異なります。

住宅名	所 在	戸数	間取り	構造/階数	家賃(円)	駐車場
上鑓田	鑓田字馬町	2戸	3K	木造2階/長屋	11,500 ~ 22,800	1台まで
熊野1号棟	六郷字熊野	1戸	3DK	RC3階/3階	15,700 ~ 40,600	1台まで
小安門C棟	六郷字小安門	2戸	3DK	RC3階/3階	15,800 ~ 36,900	1台まで
今泉	金沢西根字西今泉	1戸	1K	木造平屋/戸建	7,400 ~ 19,700	なし

入居資格

- ・住宅に困窮している方
- ・現に同居し、または同居する見込みの親族がいる方
- ・国税、地方税および公共料金等を滞納していない方
- ・入居が決まったときに、町内在住の方に連帯保証人 (1名) を依頼できる方
- ・入居者全員の収入合計が収入基準以下である方

注意事項

- ・犬、猫等のペットは飼うことができません。
- ・入居決定前の見学は行っていません。

敷 金 家賃の3カ月分

申込方法
建設課に備え付けの「入居申込書」に記入押 印し、住民票・所得証明書・納税証明書・保 証人を予定している方に関する事項などの必 要書類を添付して提出してください。

入居時期 3月上旬

募集期間 2月14日 金

選考方法●住宅に困窮する度合いの高い方を優先します が、住宅困窮順位を定め難い場合は公開抽選 により選定します。

問い合わせ●町建設課 建設管理班 ☎0187(84)4910

食改さんの

~もっと野菜を食べよう~

たまねぎと鮭の春巻き

材料(4人分)

春巻きの皮 ……… 8枚 ピザ用チーズ …… 適宜 生鮭切身 ……… 150g 水、小麦粉 ……… 適宜 塩、こしょう …… 少々 揚げ油 ………適宜 たまねぎ ……… 1個

作り方

- ① 鮭は骨を除き、1センチ幅に切って、塩、こしょう をしておく。たまねぎは薄くスライス。水と小麦粉 を合わせ、春巻き用の「のり」を作る。
- ② 春巻きの皮で、鮭、たまねぎ、チーズを包む。チー ズが流れ出ないよう、両脇もきちんと折りこむ(具 が多すぎると包みにくくなります)。巻き終わりは 小麦粉のりを塗って張り合わせる。
- ③ 180度の油でゆっくりと色よく揚げる。

子どもの食育や生活習慣病の予防食を勉強 している美郷町食生活改善推進協議会(食改 =しょっかい) 会員の皆さんが、野菜を使っ た体にやさしいヘルシーレシピを紹介します。



年金からのお知

学生で保険料の納付が困難な方へ

「学生納付特例制度」をご利用ください

20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入しな ければなりません。所得が少なく保険料を納めることが 困難な場合には、申請により保険料の納付が猶予される 「学生納付特例制度」があります。

■申請方法

①初めて申請する方

在学証明書または学生証を添えて、役場住民生活課で 手続きしてください。また、在学している学校で手続 きできる場合もあります。

②引き続き申請される方

年度末に、日本年金機構からハガキ形式の「学生納付 特例申請書 | が送付されます。前年度と同じ学校に在 学する場合は、必要事項を記入し返送することで申請 できます。この場合は在学証明書等の添付書類は必要 ありません。

■国民年金の加入区分

対

学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大 学、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学 校(修業年限が1年以上の課程)に在学する方で、 本人の所得が下記の基準以下の方

※夜間・定時制課程や通信制課程の方も含みます。

本人の 所得基準

■追納できます

118万円+扶養親族等の数×38万円以下

学生納付特例を受けた期間は、年金を受けるための受 給資格期間に算入されますが、将来受け取る年金額には 反映されません。そこで、承認された期間の保険料は10 年以内であれば、後から納付することができます。ま た、後から納付した保険料は、納付した年の社会保険料 控除の対象になります。

		学生納付特例制度を 利用せずに納付した場合	学生納付特例を 利用した場合	未納の場合
障害・遺族基礎年金の受給資格期間に…		算入されます	算入されます	算入されません
老齢基礎年金	受給資格期間に…	算入されます	算入されます	算入されません
	将来受け取る年金額に…	反映されます	反映されません	反映されません

問い合わせ

町住民生活課 戸籍年金班 ☎0187(84)4903(内線1405)

護保険事務所からのお知

居宅介護福祉用具の購入費が支給されます

自宅で介護を受けている方が、介護保険で対象となっ ている特定福祉用具を購入した場合、申請することによ り購入費用の9割が介護保険から支給されます。

【特定福祉用具】

①腰掛便座

②自動排泄処理装置の交換可能部品

③入浴補助用具 ④簡易浴槽

⑤移動用リフトのつり具の部分

【給付対象者】

要介護認定・要支援認定を受けている方(施設入所者 は除く)

【給付限度額】

年度当たり10万円

※同一年度内に同一種目の特定福祉用具を二つ以上申請 することはできません。

【申請方法】

特定福祉用具を購入した後、必要書類を揃えて下記窓 口に提出してください。

申請窓□●介護保険事務所

役場福祉保健課地域包括支援班

必要書類●①申請書

②領収書

③購入した福祉用具が分かるもの (パンフレット等の写しでも可)

※都道府県により販売事業者が指定されています。指定 を受けていない事業者から購入した場合は支給の対象 とはなりませんので注意してください。指定事業者に ついては、介護保険事務所や担当ケアマネジャー、販 売店で確認してください。

問い合わせ 介護保険事務所 保険指導班 ☎0187(86)3911